

法律相談

原田 弘

先生

弁護士

保証金（敷金）を返還しない特約 —自然損耗等についてまで負担させるのは—

Q
質問

私は、マンション
を賃貸しております。

賃貸借契約締結に
際し、保証金を受
領しますが、この賃借人が退去
することにしてあります。次に賃貸
するには、相当部分を補修しな
ければなりませんので、正当な理
由になるとを考えますが、いかがで
しょうか。

A
回答

賃貸人は賃借人
に賃貸物件を引渡
すときは使用収益
に適する状態で引
き渡さなければなりません。この
ため、必要な修繕義務を負うこ
とになります。ただ、この修繕義
務は、特約によって軽減されたり、
免れることができるとされ、賃借
人が引渡しを受けた後に生じる
破損や朽廃について、修繕は賃借
人とする旨の特約は結構多かつ
たようです。

平成12年に消費者契約法が出
来てから、自然損耗等についてま
で、賃借人に原状回復義務を負
担させる趣旨の特約は、消費者
契約法第10条の規定に触れるか
どうかの争いが多発するようになりました。そして、裁判では自
然損耗等についてまで賃借人に
負担をさせるのは消費者契約法

に該当して無効であるとするこ
とに定着しているようです。こ
うした裁判では、敷金を返還し
ない理由の説明がなされており、
①賃貸借契約成立の謝礼、②賃
貸物件の自然損耗の修理費用、
③賃貸借契約更新時の更新料
免除の対価、④賃貸借契約終了
後の空室賃料、⑤賃料を低額に
することへの代償などと説明さ
れています。しかし、この理由で
敷金は返還しなくてもよいとす
る明確な意思を表示した合意
書を作つておく等の場合を除き、
上記理由では合理性がないとさ
れています。敷引特約は関西で
はほぼ慣行になつていて、わ
れています。このような場合、個々
の賃借人が交渉で敷引特約を
除くことは困難で、仕方なく契
約する状況にあると考えられ
ます。そうすると、賃借人が契
約終了時敷金の返還を求めて
裁判を提起した場合、消費者契
約法第10条によつて敷引特約は
無効となり、返還しなければな
りません。

あなたの場合、次の入居者が
入るまでのいわゆるリフォーム代
まで明け渡した賃借人に負担
させようとするもので、合理性
があるとは言えず正当な理由に
はなりません。マンション経営を
している限り、こうした補修費
用の負担は覚悟すべきでしょう。